

令和7年度

地 下 水 水 質 検 査 業 務

仕様書

佐久市

環境部 環境政策課

I 一般事項

1 目的

市内を1km毎メッシュ図として区切り、井戸のある60区画を対象として、地下水の水質検査を実施し汚染の監視を行う。

2 履行期限

契約締結日から令和7年12月26日まで

3 業務内容

受託者は、佐久市の指示に基づき、特記事項の内容を行う。

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (2) 水質基準に関する省令（平成15年5月30日号外厚生労働省令第101号）
- (3) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日号外厚生労働省告示第261号）
- (4) その他関係法令等

5 貸与資料など

本業務遂行に当たり、準備すべき資料と市が受託者に貸与する資料は次のとおりとする。

- (1) 井戸水採取箇所の関係書類
- (2) その他業務遂行上必要と認められる資料

6 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品は、佐久市に帰属するものとし、市の許可を得ずに第三者に貸与及び公表してはならない。

7 現場責任者

受託者は、本業務における現場責任者を定め、市に届け出るものとする。

現場責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者届
- (3) 工程表
- (4) 業務完了届
- (5) その他必要書類

9 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者は市と常に綿密な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、相互に確認しなければならない。
- (2) 現場責任者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに市と協議するものとする。

10 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、国有地、公有地に立ち入る場合には、市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、本業務の概要を説明し、所有者又は管理者の承諾を得るようにするものとする。なお、受託者は立入に関する一切の責任を負うものとする。

11 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、本仕様書に示す成果品を速やかに提出し、市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、市の指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

12 検査

- (1) 受託者は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務付けられた資料の整備をすべて完了し、市に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、市の立会いの下に、次の検査を受けるものとする。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務等管理状況の検査
- (3) 成果品等に欠陥が発見された場合、受託者は、直ちに修補を行わなければならない。

13 契約変更

市は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 市と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

14 一時中止

次の各号に該当する場合において、市は、受託者に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務が遅れたため、業務の続行が不適當となった場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

15 守秘義務

受託者は、業務上知りえた事項を漏らしてはならない。

16 その他

- (1) 調査等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 公序良俗に反する行為を行わないこと。

Ⅱ 特記事項

1 実施箇所

佐久市内井戸60箇所（位置図参照）

2 実施内容

（１）井戸水（検査物質）の採取

（２）井戸水の水質検査

ア 水質検査項目（１井戸につき、以下24項目）

検 査 項 目		
一般細菌	大腸菌	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
塩化物イオン	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	pH値
味	臭気	色度
濁度	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
カドミウム及びその化合物	水銀及びその化合物	鉛及びその化合物
六価クロム化合物	鉄及びその化合物	マンガン及びその化合物
シアン化物イオン及び塩化シアン	カルシウム、マグネシウム等（全硬度）	シマジン
チオベンカルブ	1,1,1 - トリクロロエタン	電気伝導率

イ 基準値等及び試験方法

・試験方法及び成績表示は「水道法の水質基準に関する厚生労働省令に定める方法」により、また、これに定めのない試験項目については、「上水試験方法（日本水道協会2011年版）」等による。

3 業務回数

各箇所1回

4 成 果 品

（１）検査結果報告書

（２）検査結果考察

（３）検査結果一覧表

（４）各井戸個別の検査結果報告書

※上記を紙ベース（ファイル形式）及び電子データ（CD）にて提出すること、
電子データはExcelファイルで作成すること。

5 留意事項

（１）井戸所有者への井戸水採取の承諾については、市が行うものとする。

- (2) 井戸所有者が諸事情により、変更になる場合は、市の指示により、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。